



泉崎村骨髓移植ドナー支援事業

～ドナーの負担軽減と移植の推進のため、助成金の交付を行っています～

泉崎村では、骨髓・末梢血幹細胞を提供した者（ドナー）に対し、負担軽減と移植の推進を図るため、助成金交付事業を行っています。

対象者

次の要件を全て満たす方

- ① 骨髓等の提供を行った時点で村内に住所を有すること
 - ② 骨髓バンク事業にドナー登録をし、骨髓等の提供を完了し、証明する書類の交付を受けていること
 - ③ 企業・団体等に雇用されており、所属する企業、団体等においてドナー休暇制度がない方 ※「ドナー休暇制度」とは、ドナーが骨髓等の提供に要する日数について、年次有給休暇制度とは別に事業所がその休日を特別休暇として認めている休暇制度のことをいう
 - ④ 個人で事業を営む方（③に該当する方を除く）
 - ⑤ 泉崎村暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと
- ※次に掲げる方は対象外となります
- ・ドナー候補者になったが、提供に至らなかった方
 - ・他の助成金の交付（ドナー休暇制度を含む。）を受けている方または受けることができる方

交付金額

骨髓等の提供のための通院・入院 **1日あたり2万円（上限14万円）**

※骨髓等の採取術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のための通院及び入院を除く

申請方法

次の書類を**骨髓等の提供が完了した日から1年以内に保健福祉課へ提出**してください。

- ① 泉崎村骨髓移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書
- ② 骨髓バンクが発行する骨髓等の提供が完了したことを証する書類
- ③ 骨髓等の提供に係る通院又は入院した期間を証する書類
- ④ 村税を滞納していないことが分かる書類
- ⑤ 就業規則等の写し
- ⑥ マイナンバーカード
- ⑦ 誓約書

※その他、村長が必要と認める書類



問い合わせ：泉崎村保健福祉課 TEL0248-54-1335